

別紙12 昭和45年5月25日付直法4-25「耐用年数の適用等に関する取扱通達の制定について」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>省略用語例 日本標準産業分類……日本標準産業分類（<u>総務省統計局統計基準部編</u>）</p> <p>（運送事業用の車両及び運搬具）</p> <p>2-5-6 別表第一の「車両及び運搬具」に掲げる「運送事業用の車両及び運搬具」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条((一般旅客自動車運送事業等))の規定により<u>国土交通大臣</u>の免許を受けた者及び第42条の2((一般貸切旅客自動車運送事業))の規定により<u>国土交通大臣</u>の許可を受けた者並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条((一般貨物自動車運送事業の許可))の規定により<u>国土交通大臣</u>の許可を受けた者が自動車運送事業の用に供するものとして登録された車両及び運搬具をいう。</p>	<p>省略用語例 日本標準産業分類……日本標準産業分類（<u>総務庁統計局統計基準部編</u>）</p> <p>（運送事業用の車両及び運搬具）</p> <p>2-5-6 別表第一の「車両及び運搬具」に掲げる「運送事業用の車両及び運搬具」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条((一般旅客自動車運送事業等))の規定により<u>運輸大臣</u>の免許を受けた者及び第42条の2((一般貸切旅客自動車運送事業))の規定により<u>運輸大臣</u>の許可を受けた者並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条((一般貨物自動車運送事業の許可))の規定により<u>運輸大臣</u>の許可を受けた者が自動車運送事業の用に供するものとして登録された車両及び運搬具をいう。</p>